

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 11 月 9 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500393号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500157号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を21万4,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を18万7,000円、同年12月22日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年及び平成16年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は21万4,000円、平成16年7月20日は18万7,000円、同年12月22日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し

提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500371号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500081号

## 第1 結論

昭和46年11月から昭和48年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月から昭和48年6月まで

私は、会社を退職する際に人事課長から国民年金の加入について説明を受けたことから、昭和46年11月に、A市B町\*丁目の自治会の会計係宅を母と共に訪ね、国民年金の加入手続を行った。昭和47年4月までの国民年金保険料は、母が二人分(私及び母)をまとめて当該自治会の会計係に納付した。結婚後の昭和47年5月から昭和48年6月までの国民年金保険料は、私がA市C町\*丁目の自治会の会計係宅へ持参して納付した。請求期間が未加入となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和46年11月に、A市B町\*丁目の自治会の会計係宅を請求者の母と共に訪ね、国民年金の加入手続を行い、昭和47年4月までの国民年金保険料は、その母が二人分(請求者及びその母)をまとめて当該自治会の会計係に納付し、結婚後の昭和47年5月から昭和48年6月までの保険料は、請求者がA市C町\*丁目の自治会の会計係宅へ持参して納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年7月頃に払い出されたものと推認され、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、昭和48年7月18日に任意加入していることが確認でき、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500370号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500083号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間、昭和46年7月から昭和50年3月までの請求期間、昭和52年4月から同年9月までの請求期間、昭和53年1月から同年8月までの請求期間及び昭和55年2月から昭和58年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和37年3月まで  
② 昭和46年7月から昭和50年3月まで  
③ 昭和52年4月から同年9月まで  
④ 昭和53年1月から同年8月まで  
⑤ 昭和55年2月から昭和58年9月まで

請求期間①から④までについては、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を私の夫がしてくれていたはずである。当時、夫は自治会の役員をしていたので、他の世帯に国民年金保険料を納付するようお願いする立場であり保険料を未納としているはずはない。

また、請求期間⑤についても、昭和55年2月に国民年金に任意加入を行い保険料の納付をしてくれたにもかかわらず、未加入となっていることもおかしい。

請求期間が未加入や未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までについては、国民年金の加入手続及び保険料の納付を請求者の夫がしてくれていたはずであり、国民年金に未加入や保険料を未納としているはずはないと陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和36年3月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、請求期間①から④までの国民年金保険料は、納付が可能な期間となるが、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の夫は既に亡くなっており、当該期間当時の事

情の聴取ができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、請求期間全ての保険料を請求者と一緒に納付したとする請求者の夫も、オンライン記録では請求期間①から③までについては保険料が未納となっていることが確認できる。

請求期間⑤については、請求者の所持する年金手帳には昭和 55 年 2 月 20 日に任意加入被保険者となった旨の記載は確認できるものの、A 県 B 市に係る年度別保険料納付状況リスト(昭和 59 年 5 月 10 日現在)及びオンライン記録によると、当該期間が無資格期間であることが確認できる上、国民年金の任意加入手続及び保険料納付の事実を裏付ける具体的な陳述及び周辺事情は見当たらないことから、これらの状況が不明である。

そのほか、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500411号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500080号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和58年3月まで

私は、20歳になったときにA市役所(現在は、B市役所)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が結婚するまでは私と母の分の2人分、結婚後は妻の分も含めた3人分の保険料を父に渡し、父が納税組合の集金人を通して保険料を納付していた。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和45年\*月に自ら国民年金の加入手続を行い、請求者の父が納税組合の集金人を通して保険料を納付していたと主張しているが、請求期間の保険料を納付していたとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、当時の保険料納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年8月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では昭和45年\*月から昭和55年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、昭和55年7月から昭和58年3月までの期間は過年度納付及び現年度納付が可能な期間であるが、B市は、過年度保険料については納税組合の集金人を通して納付することはできないと回答している上、上記のとおり、当時の請求者の保険料納付状況は不明である。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500340号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500082号

## 第1 結論

昭和56年7月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月から昭和57年3月まで

私は昭和56年6月まで勤めていた会社を退職後、しばらくしてからA市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料はB銀行C支店の窓口又は町内会の集金でまとめて納付したが、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和56年6月に会社を退職後、しばらくしてからA市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は金融機関の窓口又は町内会の集金でまとめて納付したので、当該期間に未納はないと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年4月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、請求期間の保険料を納付することが可能である上、請求者は、請求期間を除き保険料は全て納付しており、前納期間もあることから、10か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、請求者の姉は、母に請求者共々国民年金保険料の納付について日頃から厳しく言われており、請求者も請求期間の保険料を納付していたことは間違いない旨陳述しているところ、請求期間当時に請求者と同居していた請求者の母及び上記の姉は、請求期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、請求期間のうち、昭和56年6月については、請求者は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明ら

かであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。